

洲本市放課後子ども総合プラン行動計画

平成28年1月
洲本市教育委員会

1 洲本市放課後子ども総合プラン行動計画

国の「放課後子ども総合プラン」に基づき、共働き家庭を含むすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、小学校の余裕教室等を活用した環境整備を進める。平成31年度までに、放課後子ども教室については、小学校数の70%以上整備し、放課後子ども教室及び児童クラブの一体型の教室3か所以上の整備を目指す。

また、地域の実情に応じて児童クラブの開所時間等を弾力的に運用するとともに、放課後子ども教室との一体的サービスの提供に努め、総合的な放課後対策に取り組む。今後も引き続き利用者のニーズに対応できる提供体制を確保する。

運営委員会においては、担当課の連携強化に努めつつ、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進する。

2 整備計画

(1) 平成31年度までの計画

現在の実施教室数 7教室（洲本市小学校数 13校）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
新規教室数	1	0	1	1	1
連携	2	2	2	2	2
一体型		1	2	3	4
教室数合計	7	7	8	9	10
設立教室の割合	53.8%	53.8%	61.5%	69.2%	76.9%

平成28年度以降は連携または一体的な子ども教室を開設し、平成31年度には小学校数の70%を超える子ども教室の設置率を目指す。福祉部局の児童クラブと歩調を合わせるため、年度毎の数値はあくまで目標でありこの限りではない。

(2) 「子ども教室」「児童クラブ」の一体的または連携による実施に関する具体的な方策

- ・子ども教室と児童クラブの連携を図るために、同校区児童が自由に選択できるよう、開催場所や連携方法について協議するとともに、受け入れ態勢について運営スタッフ間で共通理解を図る。
- ・さらに児童クラブとの一体的な運営を進めるために、両部局の事務局、学校・PTA・地域関係者で具体的なプランを立案検討し、協働した運営の実現を目指す。
- ・放課後子ども教室が開設されていない五色地域の鮎原児童クラブとの緩やかな連携を図るため、児童クラブの活動内容の把握に努めるとともに、イベント等の共同開催を計画する。

(3) 小学校の余裕教室等の放課後対策事業への活用に関する具体的な方策

- ・本市では現在余裕教室がなく、敷地内にも条件を満たす建物がないため、一律に一体的な運営を行うことができない。よって今後の児童数減少の傾向を把握し、関係機関と計画的に協議を重ねる。学校の教育活動に支障をきたさない地区から一体的運営を進め、市のモデル校として他地区へと広げていく。

(4) 放課後対策事業の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

- ・放課後プラン運営委員会において、両部局と学校・PTA・地域関係者が行動計画に基づいて調整する。